

高知県立春野総合運動公園野球場グラウンドフェンス広告物募集要項

1 施設の概要

春野総合運動公園野球場

所在地 高知市春野町芳原2485

利用時間 午前8時30分～午後5時（4月1日～9月30日は午前7時～午後6時）

休場日 12月29日～1月3日

利用者数 17,401人（平成30年度実績）

主な開催試合 西武ライオンズ(2軍)キャンプ、プロ野球プレシーズンマッチ、全国
高等学校野球選手権 高知大会、JABA全国社会人野球四国大会 等

参考入場者数 14,257人（H31 プロ野球プレシーズンマッチ2試合）

7,707人（H31 西武ライオンズキャンプ期間中観客動員数）

2 募集の内容等

(1) 募集

春野総合運動公園野球場において、グラウンドフェンス広告物を表示する広告主を公募により募集します。

なお、広告物の内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、県が推奨等をするものではありません。

(2) 広告物の表示を募集する場所

- | | | |
|--------------------|------|--------|
| ① 外野グラウンドフェンス（中堅側） | 4区画 | |
| ② 外野グラウンドフェンス（両翼側） | 8区画 | |
| ③ 内野グラウンドフェンス | 12区画 | 合計24区画 |

※ 別記 グラウンドフェンス広告表示区画参照

(3) 広告物を表示できる期間

許可日から1年間

(4) 広告出展料

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 外野グラウンドフェンス（中堅側） | 1区画につき年額 182,000円（税抜き） |
| ② 外野グラウンドフェンス（両翼側） | 1区画につき年額 163,800円（税抜き） |
| ③ 内野グラウンドフェンス | 1区画につき年額 109,200円（税抜き） |

(5) 募集の条件

① 寸法・規格

外野グラウンドフェンス：縦2メートル、横10メートルとし、各区画の間は
1メートル以上空ける。

内野グラウンドフェンス：縦1.85メートル、横10メートルとし、各区画の間は
1メートル以上空ける。

② 広告物の内容

ア 商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等を表示するものとします。

イ 表示できる広告物は、高知県立都市公園広告物取扱要綱、高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準に定める広告物の内容の範囲とするほか、次のいずれかに該当す内容の広告物は、表示することができません。

- ・競技及び観覧に支障を来すもの又はそのおそれのあるもの
- ・野球場内の美観及び景観を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- ・青少年の健全育成に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
- ・アルコール飲料又はたばこに係るもの

③ 表示及び原状回復の方法

広告物は、指定管理者（高知県スポーツ振興財団）が別途指定する日程により、指定色を使用して広告主の負担でグラウンドフェンスに直接描くものとします（カッティングシートは不可）。

また、塗料については、フェンス自体に伸縮性があるため、伸縮追随性の高い塗料を使用してください。

○指定色

フェンスの色：青色（日本塗料工業会 75-30P）、半艶

広告文字等の色：白色単色（日本塗料工業会 N-90）、半艶

④ 留意事項

ア 広告物の表示、補修及び原状回復等は、広告主が責任をもって行い、これに必要な一切の費用は、広告主の負担とします。なお、経年劣化等に伴い、広告物に変状が見受けられた際には、県から広告主に補修等の依頼を行うこととします。

イ 広告物は、高知県都市公園条例第4条第1項第7号に基づく行為許可申請を行い、その内容等について事前に県の許可を受けなければ表示することができません。また、県から内容の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。

なお、応募に当たっては、予定される広告物の内容を明らかにする資料（広告のイメージ図等）を添付してください。

ウ 表示した広告物はその内容等を変更することができます。この場合、高知県都市公園条例第4条第1項第7号に基づく行為許可変更申請を行い、その内容等について事前に県の許可を受ける必要があります。また、県から内容の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。

エ 広告物の表示を終了する場合は、広告主の責任において原状回復してください。

オ 広告物の表示、補修及び原状回復等について、疑義が生じた場合は、県公園下水道課と協議して決定することとします。

カ 上記のほか、高知県立都市公園条例（平成17年条例第7号）、高知県立都市公園条例施行規則（平成17年規則第57号）、高知県立都市公園広告物取扱要綱、

高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準等に従ってください。

3 応募資格

- (1) 県内に事業所等を有する事業者であること
- (2) 法令等に違反していないもの
- (3) 暴力団又はその構成員が関与していないもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当していないもの
- (5) 貸金業法の規定する貸金業に該当していないもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業に該当していないもの
- (7) 広告の掲出等を開始する日において、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 広告の掲出等を開始する日において、違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (9) 広告の掲出等を開始する日前6月以内に、県の指名停止措置を受けた事業者又は資格停止措置を受けているもの
- (10) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続等をしていないもの
- (11) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜していないもの
- (12) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (13) その他県有資産等を広告媒体として使用する業種又は事業者として不適当でないもの

4 応募手続

- (1) 募集要項等の配布

下記場所にて、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、随時配布します。

(配布場所) 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎1階 県民室

※ なお、募集要項等は県ホームページからも入手できます。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>)

- (2) 申請書等の提出

下記場所にて、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、随時受け付けます。

ただし、令和2年4月からの初回募集については、令和2年4月30日(木)を締め切りとし、応募者多数の場合は抽選とします。

(提出場所) 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎6階

土木部公園下水道課 公園緑地担当

(提出物)

ア 都市公園内行為許可申請書(別紙様式)

イ 予定される広告物の内容を明らかにする資料(イメージ図等)

ウ 誓約書

エ 事業者の代表者や事業概要を確認できる書類

オ 納税証明書（下記のA及びB）

A 高知県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（高知県指定様式）
（県税事務所において発行）

※ 県税の納税証明書交付請求書は高知県のホームページの「納税証明書の発行について」のページからダウンロードできます。

（ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110501/2015061000119.html> ）

※ 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき360円の県証紙が必要です。

B 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（納税証明書「その3の3」）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）…国税

※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

（ <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> ）

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されません。

5 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- (1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- (2) 所定の日時及び場所に応募書類を提出しないとき
- (3) 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- (4) その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

6 広告主の決定等

(1) 決定方法

広告物の表示内容等が適当であると認められる申請を行った者のうちから、区画ごとに先着順で表示場所を決定します。

ただし、令和2年4月からの初回募集については、令和2年4月30日を締め切りとし、応募者多数の場合は抽選とします。

なお、抽選による広告表示の箇所は、外野中堅側の応募者を優先し、外野中堅側の抽選で漏れた応募者を外野両翼側に優先的に割り当てることにします。

(2) 広告出展料の納付

広告主は、都市公園内行為許可を受けた後、2（4）に記載する広告出展料を広告の表示前に納入してください。

7 広告表示期間の完了

許可期間終了後においても引き続き広告の表示を希望するときは再度、都市公園内行為許可申請書を提出し、許可を受けてください。

再度の表示を希望しない場合は、許可期間終了の1か月前までに県公園下水道課に報告し、現状回復等について協議を行ってください。

8 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、高知県立都市公園広告物取扱要綱、高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準を熟読のうえ、応募してください。
- (2) 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

9 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県土木部公園下水道課公園緑地担当

- ・電話 088-823-9853 (直通)
- ・FAX 088-823-9036
- ・E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp